

令和 9 ～ 1 1 年度 茅野市ふるさと納税中間事業者委託業務
公募型プロポーザル募集要項

1 背景・目的

茅野市（以下「市」という。）は、ふるさと納税事業を、市の魅力や地域資源を全国に発信し、地域産業の振興及び市の財源確保につながる重要な取組として位置付けており、令和 12 年度までにふるさと納税の単年度寄附額 20 億円の達成を目指している。

ふるさと納税事業は、地域事業者の新たな販路開拓や収益の拡大につながる機会であるとともに、自らの製品やサービスが選ばれることを通じて、地域への誇りや愛着を育む機会でもある。一方、市にとっては、寄附金という形で地域経営を支える貴重な財源を確保する取組となっており、市にとっても、ふるさと納税を通じて地域事業者や地域産品、地域が抱える課題に直接触れることで、地域を知り、マーケティング等の知識や実践力を養う機会となっている。

市は、このようなふるさと納税事業の持つ多面的な価値を踏まえ、寄附額の拡大だけを目的とするのではなく、ふるさと納税を通じて地域事業者と市が一体となり、ともに学び、成長していくことを重要な取組として捉えている。

しかしながら、ふるさと納税を取り巻く市場環境は、度重なる制度改正に加え、ポータルサイトの多様化、寄附者ニーズや購買行動の変化などにより、年々複雑化している。こうした環境の中で、地域事業者と市の取組だけでは、日々の業務を安定的に運営しながら、令和 12 年度までの寄附額 20 億円という目標を実現していくことは困難である。

そこで市は、行政が担うべき政策・戦略の決定や地域事業者との関係構築、地域資源の発掘、地域課題の解決等に注力するとともに、ふるさと納税に関する専門的な知識、ノウハウ及び機動力を有する民間事業者と役割を適切に分担し、それぞれの強みを活かして事業を進めていくことが必要であると考えている。

その中で、中間事業者に求めるものは、単に委託された業務を正確に処理する「業務の代行者」ではなく、地域に密着し、市及び地域事業者の実情や思いを理解した上で、専門的な知見をもって課題を捉え、必要な助言・提言を行い、市とともに考え、実行し、改善していく「成長パートナー」である。

本業務を通じて、受託者・市・地域事業者が連携・成長しながら、地域の魅力を全国に届ける持続的な仕組みを構築すること、そして、その結果として、地域事業者の成長、地域の魅力発信及び寄附額の持続的な拡大が相互につながる好循環を生み出すことを、本業務の最大の目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名	茅野市ふるさと納税中間業務委託
(2) 業務内容	別紙「茅野市ふるさと納税中間業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」による。
(3) 発注者	茅野市長
(4) 委託期間	契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで。契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までを準備期間とし、令和 9 年 4 月 1 日から本格運用を開始する。準備期間に係る費用は受託者の負担とする。
(5) 契約の種類	地方自治法第 234 条の 3 及び茅野市長期継続契約に関する条例（平成 17 年 12 月 26 日条例第 31 号）第 2 条第 3 号の規定に基づく長期継続契約とする。

(6) 委託料	寄附額に対する定率方式（●●％）を基本とし、委託料率は提案者から提示を求める。令和8年10月以降の募集経費の上限（経費率）の縮減を踏まえ、委託期間中に変動型の委託料を提案することや一部定額とした委託料を提案することも可とする。
(7) 対象とするポータルサイト（ <u>サイトを運営する企業等の都合により、本業務の対象とできない場合は除く。</u> ）	ふるなび、楽天ふるさと納税、さとふる、Yahoo!ふるさと納税、一休.com ふるさと納税、Yahoo!トラベルふるさと納税、ふるさとチョイス、ANA ふるさと納税、JREMALL ふるさと納税、セゾンのふるさと納税、ふるラボ、au PAY ふるさと納税、まいふる by AEON CARD、KABU&ふるさと納税、V ふるさと納税、ニフティふるさと納税、ケアネットふるさと納税、マルイふるさと納税、ふるさと応援納税、Amazon ふるさと納税、JAL ふるさと納税、アソビュー！ふるさと納税、YAMAP ふるさと納税。市が受託者と協議の上、新たに追加したポータルサイトについても対象とする。

3 最適提案の特定方法

本業務は、「茅野市プロポーザル方式実施要綱」第3条第6号に該当する詳細な業務仕様を定めることが困難な業務であり、同要綱に基づき、業務提案を公募し、総合的な見地から最も適した提案をした事業者（以下「特定者」という。）を特定する。

審査に当たっては、安定的な業務運営を前提として、本市の考え方及び業務目的を的確に理解し、市及び地域事業者の実情に寄り添いながら、専門的な知見を活かして主体的に課題を発見し、助言・提言及び改善を行うことのできる「成長パートナー」としての姿勢・能力を重視する。その上で、提案内容、実施体制、業務実績、移行計画、制度改正への対応力、データ管理、費用対効果等のほか、「茅野市」の地域特性等の理解を基本に、ポータルサイトの最適化、返礼品・事業者に関する取組、マーケティング等による寄附額拡大への貢献を総合的に評価する。

4 参加資格に関する事項

本公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、提案者が提案書の提出から契約の締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当しないこと。
- (2) 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成21年茅野市告示第98号）の規定による入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 茅野市暴力団排除条例（平成24年茅野市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) プロポーザル実施業務の業種における茅野市の入札参加資格を有していること又は有する見込みがあること。
- (5) ふるさと納税に係る中間管理、ECサイト運営、自治体向け業務、デジタルマーケティング等、本業務と同種又は類似する業務の実績を有すること。
- (6) 個人情報情報を適切に取り扱うための体制及び情報セキュリティ対策を有すること。

5 スケジュール

以下を基本とする。ただし、応募状況、審査その他の都合により変更する場合がある。

令和8年10月6日	プロポーザル参加者公募開始
令和8年10月14日	質問受付締切

令和 8 年 10 月 16 日（予定）	質問回答公表
令和 8 年 10 月 28 日	参加申請書・提案書受付締切
令和 8 年 11 月 2 日	書類審査（応募者多数の場合）・1 次審査結果通知
令和 8 年 11 月 9 日	プロポーザル審査会
令和 8 年 11 月 11 日（予定）	審査結果の公表・特定者との協議
令和 8 年 11 月下旬	契約締結・準備開始
令和 8 年 12 月～令和 9 年 3 月末	現行受託事業者からの引継ぎ、データ移行、システム設定、事業者説明、ポータル切替、テスト等
令和 9 年 4 月 1 日～	本格運用開始

6 提出書類等

(1) プロポーザル参加申請書に関する事項

①提出書類	プロポーザル参加申請書（様式第 2 号）、提案者の概要がわかる資料（会社案内等）、その他市が指定する書類
②提出部数	1 部
③提出期限	令和 8 年 10 月 28 日（水）午後 4 時まで（必着）
④提出先	〒391-8501 長野県茅野市塚原 2-6-1 茅野市 企画部 地域創生課（担当：湯田） 電話：0266-72-2101（内線 233） FAX：0266-82-0234 電子メール：sousei@city.chino.lg.jp
⑤提出方法	郵送又は持参。持参の場合は午前 9 時から午後 4 時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

(2) 質問に関する事項

①質問様式	任意様式
②受付期限	令和 8 年 10 月 14 日（水）午後 5 時まで（必着）
③提出先	本項（1）④に同じ
④提出方法	電子メール（担当者に電話連絡すること。）
⑤回答方法	茅野市ホームページで公表。回答予定日は令和 8 年 10 月 16 日（金）。

(3) 提案書に関する事項

①提出書類（A 4 判の任意様式とし、A 3 判の折畳み可とする。）

- 提案書：業務目的及び仕様書を踏まえ、安定的な業務運営を実現するための具体的な業務実施方法を提案するとともに、市を単なる発注者ではなく、地域事業者とともに事業を成長させるパートナーとして捉え、どのように市と連携・伴走しながら業務を進めるかを具体的に記載すること。
- 寄附額拡大に向けた提案：令和 12 年度までに 20 億円を目指す本市の方針を踏まえ、安定運用を損なわないことを前提として、ポータルサイトの最適化、重点化・役割分担、返礼品戦略、マーケティング、広告、CRM、データ活用等を具体的に提案すること。
- 業務運営体制：責任者、担当者、専門人材、役割分担、通常時・繁忙期の体制、寄附者対応、返礼品・配送管理、障害・事故時の対応体制等を記載すること。

- 移行計画：現行受託事業者（株式会社さとふる）からの引継ぎ、データ移行、返礼品情報移行、ポータル切替、事業者説明、テスト、令和 9 年 4 月 1 日の本格運用開始までの工程及びリスク対策を記載すること。
- 地域事業者の支援：既存返礼品の改善、新規返礼品の開発等にあたって、地域事業者の支援等についての提案するとともに、地域事業者の課題や可能性をどのように把握し、専門的な知見やノウハウを共有しながら伴走するかを記載すること。
- データ分析・KPI の設定：各種データ（寄附者情報、寄附情報、返礼品情報、返礼品提供事業者情報等）を適切に把握・分析し、必要な改善につなげる方法を提案すること。
- 費用提案：委託料率、変動型委託料・インセンティブ導入の考え方（提案する場合）、募集経費の縮減に対する対応方針や考え方を明示すること。
- 業務実績調書：本業務と同種又は類似する業務の実績について、名称、発注者名、期間、契約金額、内容等を記載すること（公表できる範囲で可）。
- 自由提案：安定的な業務運営、業務効率化、寄附者サービス向上、地域事業者の成長、市の知識・経験の蓄積又は寄附額拡大に資する提案があれば記載すること。

（4）見積書及び経費内訳書

本業務に係る見積書及び経費内訳書を提出すること。

見積額の算定に当たっては、市が示す寄附見込額を基礎として試算するものとする。

寄附見込額は、令和 9 年度 8 億円、令和 10 年度 10 億円、令和 11 年度 14 億円とし、年度別及び 3 年度合計の経費を試算すること。

（5）提出部数

10 部（正本 1 部・審査会による選考用 9 部）

紙及び電子データ（PDF）にて提出すること。電子データに関して、容量が大きくメールでの送信ができない場合は別途相談すること。

（6）提出期限

本項（1）③に同じ。

（7）提出先及び提出方法

本項（1）④⑤に同じ。

7 審査に関する事項

（1）審査方法

応募のあった提案について、提出書類による審査を行い、3 者程度を目安に選定する。選定後、当該提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答を含むプロポーザル審査を実施し、最も優れた提案をした者を特定者として特定する。応募者数等により、書類審査を省略又は審査方法を変更する場合がある。

なお、審査要領で定める基準を満たす提案がなかった場合は、特定者の特定はしないものとする。

（2）審査日時・場所

令和 8 年 11 月 9 日（月） ※開催時間は参加者に直接連絡する。

茅野市役所内 ※開催場所の詳細は参加者に直接連絡する。

(3) 主な審査項目

1 業務理解・基本方針	本市の現状、課題、現行体制及び中間事業者見直しの趣旨を的確に理解しているか。安定的な業務運営を前提とした基本方針が明確か。
2 業務実施体制・安定性	専門人材、通常時・繁忙期を含め、寄附受付、寄附者対応、返礼品・配送管理、ワンストップ特例、ポータル管理等を安定的かつ継続的に遂行できる体制があるか。障害・事故・制度改正への対応力が十分か。
3 寄附額拡大戦略	令和12年度までに20億円を目指す市の方針を踏まえ、安定運用を損なわないことを前提とした寄附額拡大策が具体的か。ポータルサイト、返礼品、マーケティング、広告、CRM、リピーター獲得等の実現性・独自性があるか。現在利用する多数のポータルサイトについて、各サイトの特性、利用者層、寄附実績、成長可能性及び費用対効果を踏まえ、重点化・役割分担・投資配分を含む最適な運用を提案しているか。
4 移行・引継ぎ計画	令和9年4月1日の本格運用開始に向け、現行委託事業者（株式会社さとふる）からの引継ぎ、返礼品情報の登録・修正等、寄附データ等の移行、ポータルサイトの切替、テスト及びリスク対策が具体的か。
5 返礼品・事業者支援	地域事業者との関係構築、新規返礼品創出、既存返礼品改善・高付加価値化等について、有効な支援・連携が提案されているか。
6 データ活用・KPI・改善	寄附件数、寄附額、ポータル別実績、返礼品実績、寄附者情報等を継続的に分析し、業務改善及び寄附額拡大につなげる仕組みが具体的か。
7 費用・費用対効果	定率型又は変動型の委託料等について、募集経費の縮減を踏まえた合理的な提案となっているか。基本委託料以外の費用を含め、全体として費用対効果が優れているか。

※具体的な配点、評価方法、最低基準等は、別途定める「審査要領・評価基準」による。

(4) 審査結果の公表

ア 特定者への連絡：審査会で特定された後、速やかに電話等で連絡する。

イ 審査結果の公表：茅野市ホームページにより採用した提案者等を公表する。なお、電話による問合せには応じない。

(5) 審査結果への疑義

提案者は、審査結果について疑義がある場合は、公表日の翌日から起算して7日以内に、書面（任意様式）により、その理由の説明を求めることができる。

(6) その他

審査過程において提案書の内容に疑義が生じた場合は、提案者に照会する場合がある。

業務仕様は、審査会で特定された提案内容について市と特定者が協議して決定するため、提案時の条件及び仕様等について修正を行う場合がある。

上記の協議が整わない場合は、審査結果において総合評価が次点の提案者と協議する。

8 参加に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

- 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- 参加資格を満たさないことが判明した場合
- 本募集要項その他の公募条件に違反すると認められる場合

(2) 著作権や特許権等の取扱い

提案内容において、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物や特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となる履行方法を使用するときは、提案者がその使用に関する責任を負うものとする。

本業務において作成・蓄積されたデータ、返礼品情報、事業者情報その他の成果物の権利・利用等については、仕様書及び契約書等に定める。

(3) 提出書類

- 提出後の変更、差し替え、追加又は再提出は認めないものとする。ただし、市から補正等を求めた場合を除く。
- 提出された書類は返却しないものとする。
- 提案は1提案者につき1案のみの提出とする。

(4) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(5) 費用負担

参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(6) その他

- 提案者は、参加申請書の提出をもって、本募集要項の記載内容に同意したものとする。
- 提案者は、提案内容が実現可能であることを十分に確認した上で提案すること。
- 本業務に係る個人情報、機密情報等の取扱いについては、関係法令、茅野市の規程及び契約書等を遵守すること。
- 現行事業者からの引継ぎについては、市の指示に従い、寄附受付、返礼品提供、寄附者対応等に切れ目が生じないよう対応すること。
- 制度改正、総務省の告示・通知、ポータルサイトの仕様等に変更があった場合は、変更後の内容を優先する。

9 問合せ先

〒391-8501 長野県茅野市塚原 2-6-1

茅野市 企画部 地域創生課（担当：湯田）

電話：0266-72-2101（内線 233） FAX：0266-82-0234

電子メール：sousei@city.chino.lg.jp